

ルールを守って明るい選挙の実現を…

〜行ってきたて！ボクの未来がかかっている！！〜

◎明るい選挙とは

国や地方の政治が私たちの意見や要望を踏まえて適正に行われるためには、選挙が公正に行われ、代表者としてふさわしい人を選ばなければなりません。私たち一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、政治や選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策を正しく見る目を持つことが大切です。明るい選挙とは、買収や不正などに惑わされたり、義理人情などで投票するのではなく、自覚を持って進んで投票し、私たちの意志が正しく反映される選挙のことをいいます。

最近では選挙に参加しないで投票を棄権する有権者が増えています。選挙は民主主義を支える重要な制度です。皆さんで選挙に参加し、投票することがとても大切です。そこで、明るい選挙や有権者の選挙への積極的な参加を進めるための運動「明るい選挙推進運動」が進められています。



明るい選挙キャラクター 選挙のめいすいくん

※「めいすいくん」は「明るい選挙推進運動」の「明」と「推」を引用しています。

投票箱をモチーフにしており、頭部の2本の縦線は投票用紙挿入口を表し、明るい選挙の実現に向かうため背中に羽がついています。めいすいくんのように明るい選挙の実現を目指しましょう。

◎政治家からの寄付は禁止されています

政治家が選挙区内の人にお金や品物を贈ることは、選挙の有無にかかわらず、法律で禁止されています。政治家本人が出席する結婚披露宴の祝儀と葬式や通夜の香典を除いて、すべての寄付が罰則の対象です。また、私たち有権者が政治家に寄付を求めるとも禁止されています。

次のような政治家からの寄付行為は禁止されています

本人が出席する場合以外の結婚祝いや香典	お祭りや地域の行事への寄付や差し入れ	病気見舞い
お中元やお歳暮	入学・卒業・就職などのお祝い	落成式や開店祝いの花輪や葬式への花輪・供花

◎三ない運動を進めましょう

「贈らない！求めない！受け取らない！」寄付の三ない運動を進めましょう。

- ◎政治家からの寄付の禁止
政治家（候補者、候補者になろうとする人および現に公職にある人）が選挙区内の人に寄付をしてはいけません。
- ◎政治家に対する寄付の要求・勧誘の禁止
政治家に寄付を出すよう要求や勧誘をしたり、政治家を陥れる目的などで寄付を求めてはいけません。
- ◎後援団体からの寄付の禁止
後援団体が選挙区内の人に花輪、香典、祝儀などを出してはいけません。
- ◎時候のあいさつ状の禁止
政治家は選挙区内の人に答礼のための自筆によるものを除き、時候のあいさつ状を出してはいけません。
- ◎あいさつを目的とする有料広告の禁止
政治家や後援団体が選挙区内の人に有料のあいさつ状を出してはいけません。

受け取らない	求めない	贈らない

問合せ
選挙管理委員会
☎ 47・8000